

有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、食糧の権利に関する特別報告者、平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する特別報告者、並びに先住民族の権利に関する特別報告者のマנדート

参照番号：

AL JP N 1/ 2020

外務大臣 茂木 敏充 閣下

2020年4月20日

我々は、人権理事会決議36/15、32/8、41/12及び42/20に基づき、有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、食糧の権利に関する特別報告者、平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する特別報告者、並びに先住民族の権利に関する特別報告者としての立場で申し入れを行う栄誉を有する。

これに関連し、我々は、日本政府及び東京電力による福島第一原発汚染水対策、汚染水除染の大幅な遅れ、及び報告されている汚染水の海洋放出の可能性という文脈において、影響を受ける人々の人権享受に対して生じる深刻なリスクに関する懸念について、日本政府に対し注意喚起したい。

数名の国連特別報告者が、東京電力福島第一原発事故後の除染プロセスに関して、日本政府とやりとりを交わしている（2017年3月20日付UA JPN 2/2017及び2017年6月8日付回答、2018年6月28日付AL JPN 5/2018及び2018年8月17日付回答、並びに2018年9月5日付AL JPN 6/2018及び2018年11月5日回答）。

受領した情報によれば：

福島第一原子力発電所の高濃度汚染水の管理は、依然として、東京電力にとって深刻な課題であり続けており、その汚染水の管理は、それにより自身の基本的人権と幸福が影響を受ける人々にとって深刻な懸念要因となっている。

2011年12月に策定され、直近で2019年12月に改訂された「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（中長期ロードマップ）によると、日本政府と東京電力は、汚染水発生量を2020年以内に150m³/日程度に、2025年以内に100m³/日以下に抑制することを目標とし、2020年内の建屋内滞留水処理完了を目指している¹。入手可能な情報及びデータからは、この目標が達成可能であることを疑うに足りる十分な理由が示されている。

過去9年間、福島第一原発において放射性核種を含む汚染水は発生し続け、膨大な量に達していることが記録されている。汚染水は依然として憂慮すべき量の、セシウム、ストロンチウム、ヨウ素、ロジウム、コバルトなどの放射性毒素を含有していると言われている。それらの放射性核種への慢性的曝露は、神経発達問題、循環器疾患、癌など、時に死にも至るような健康への悪影響を引き起こす可能性がある。

2020年3月19日時点で、福島第一原子力発電所（1～4号機）のそうした汚染水の総量は119万 m^3 と記録されている²。この汚染水の大半となる108万 m^3 は、多核種除去設備（ALPS）によって処理され、貯水タンクに貯蔵されている（ALPS処理水）³。汚染水の量は今後数年にわたり、引き続き増加していく見込みである。一部の試算では、全ALPS処理水に対してより一層の除染を行うには、さらに5～6年を要すると推定している。

2011年以降、地下水の流れ込みにより膨大な量の汚染水が蓄積している。東京電力はサブドレンや汲み上げ用の井戸を設置し、原子炉建屋に流れ込む地下水の量を低減させたが、汚染水発生量は、2018年平均で170 m^3 /日となっており、「汚染水発生量の更なる低減に向けて対策を進め、2020年内には150 m^3 /日程度に、2025年 内には100 m^3 /日以下に抑制する計画」⁴である。情報によると、発生量の記録からは、特に台風シーズンの豪雨によって増加する傾向が示されている⁵。

2018年9月、東京電力は、放射能物質濃度を海洋放出が容認される規制基準値を下回るレベルにまで低減できていないことを示唆した。2018年9月28日に、東京電力は、ALPS処理水89万 m^3 のうち、約75万 m^3 の放射性物質濃度が、海洋放出が容認される安全規制基準値を上回っていたことを認めた⁶。東京電力によると、ALPS処理水65,000 m^3 におけるストロンチウム90の濃度は、安全基準値の100倍を超えていた。一部の貯水タンクにおいては、基準値の2万倍もの高い数値を示したものもあった。これらの数値は、東京電力が表明していた、2020年までに「放射能レベルを放出が容認される基準値を下回る」レベルにまで低減させるとの当初の約束とは、まったく異なった結果となっている⁷。

1 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（2019年12月27日）

https://www.meti.go.jp/english/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/20191227_3.pdf

2 東京電力「処理水サイト」、2020年4月14日閲覧。

参照：<https://www.tepeo.co.jp/en/decommission/progress/watertreatment/index-e.html>

3 同上。

4 経済産業省「廃炉・汚染水対策の概要」（2020年2月7日）

<https://www.meti.go.jp/english/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/mp202002.pdf>

5 経済産業省「廃炉・汚染水対策の概要」（2020年2月7日）

<https://www.meti.go.jp/english/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/mp202002.pdf>

6 朝日新聞「Editorial: TEPCO bungles it again in dealing with Fukushima tainted water」（社説）福島汚染水 「問題隠し」は許されぬ」（2018年10月9日） 参照：

<https://www.asahi.com/ajw/articles/AJ201810090025.html>

7 日本原子力学会「Treatment of contaminated water stored in Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant（福島第一原子力発電所の汚染水の処理について）」水化学部会、核融合工学部会（2013年9月10日）

参照：<https://www.aesj.or.jp/jikocho/Treatmentofcontaminatedwater.pdf>

2019年9月、環境大臣は、テレビのインタビューの中で、汚染水を海洋に放出する可能性を排除しなかった。ALPS処理水の取扱いに関する小委員会は、2020年2月10日付の報告書において、ALPS処理水の処分方法として5つの選択肢を検討し、現実的に実現可能性の高い選択肢として、管理された形での水蒸気放出及び海洋放出の2つを選択した⁸。

東京電力は、放出前に膨大な量のALPS処理水に対して二次処理を行う予定であるが、ストロンチウムなどの放射性物質は、相当量が残る。福島第一原発事故による汚染水の海洋放出又は水蒸気放出による処分は、収入や生計手段を漁業に大きく依存している地元コミュニティをはじめ、多数のコミュニティの人々の様々な人権や生活を危険にさらすことになる。放出された放射性核種は、日本の食生活に欠かせない重要な食材である魚や貝などに蓄積していく可能性がある。人が摂取した場合、魚に蓄積されたそれらの放射性物質によって、致命的疾患などを含む健康問題が、大人だけでなく子供にも発生する可能性がある。汚染水の海洋放出による処分が決定されれば、原発事故後、漁業の復興に懸命に取り組んできた地元の漁業者たちの人権及び生活にも深刻な影響を与えるであろう。海洋放出による処分の影響によって、魚介の汚染やそれによる健康への影響についての様々な意見に関わらず、漁業に対する風評被害が生じるであろう。水蒸気放出は、影響を受ける可能性のある農業コミュニティや消費者にとって同様の様々な懸念を生じさせる。

ALPS処理水の取扱いに関する小委員会は、最終的に選択した処分方法を実施することを考慮し、日本政府には、地元コミュニティとの協議スケジュールの設定などを含め、ステークホルダーの関与を得ることが期待されると述べている⁹。地元の漁業協同組合や森林組合などの地元コミュニティメンバーは、いかなる環境放出にも強い反対を示しており、また、協議は、幅広い人々を関与させられておらず、非常に限定的であることに加え、新型コロナウイルス感染が拡大する中で行われていることから有意義な協議が非常に困難な状況にあると訴えている。我々はまた、提案されている処分方法や、他国の管轄地域における影響を受ける可能性のあるコミュニティ及び先住民族との幅広い協議が実施されている形跡が乏しいことなどに関して、近隣諸国が表明している懸念についても留意している。

汚染水の海洋及び大気への放出は、日本国外の人々にも影響を及ぼすものと予想される。ロンドンで開催された国際海事機関の会議¹⁰において、いくつかの国が福島第一原発の汚染水の問題に関して懸念を表明した。それらの懸念の根幹には、放射能汚染水に対して提案されている処分方法が、日本国内外の多数の人々の食糧安全保障及び生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとの考えがある。

⁸ The Subcommittee on Handling of the ALPS Treated Water Report (ALPS処理水の取扱いに関する小委員会報告書) (2020年2月10日) https://www.meti.go.jp/english/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/20200210_alps.pdf

⁹ 同上。

¹⁰ ロンドンで開催された国際海事機関の会議。ロンドン条約及びロンドン議定書双方の締約国が出席。2019年10月9日、ロンドン。

我々はこれらの申立ての正確性について予断することを望んでいないものの、福島第一原発の汚染水管理の全体的状況に関する深刻な懸念を表明したい。我々は、特に、放射性廃棄物が大気又は海洋に放出される可能性が高まっていることを深く憂慮している。提案されている廃棄物管理方法は、放射性物質を含んだ汚染水の放出及び大勢の人々が依存している伝統的食糧に関連した健康上のリスクをもたらす。そのような放出は、生存権、健康権、身体的インテグリティの権利、食糧を得る権利などの人権を侵害し、有害物質への曝露防止という日本が負っている義務に違反する行為であることから、地元の人々をはじめ、近くで暮らすコミュニティの住民たちだけでなく、福島県から遠く離れた土地の人々にも悪影響を及ぼすことになるであろう。提案されているALPS処理水の処分方法に関する有意義な協議への、地元コミュニティ、市民団体、先住民族といった、影響を受けるコミュニティメンバーの関与が限定的であると申し立てられている点についても、彼らの有意義な参加の権利に影響するため、同様に深刻な懸念を有している。先住民族の権利の観点から、先住民族の土地や領域における有害物質の保管又は処分を含め、彼らの人権を侵害するような措置については、自由意思に基づき、事前に十分な情報を与えられた上での合意を必要とすることも含まれる。

上記の申立ての事実及び懸念に関し、これらの申立てに関係する国際人権法文書及び基準を引用した**国際人権法への参照に関する別添**を参照頂きたい。

この問題の緊急性に鑑み、汚染水対策の加速、及び汚染水の海洋放出のリスク防止のために、日本政府が行った措置に関する回答を頂きたい。

我々の注意を要するものとされる全ての事案について明確にすることが、国連人権理事会により我々に与えられた任務の下での責任であることから、下記の点についての日本政府の見解をお示し頂きたい。

- 1) 日本政府は、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにさらなる変更がなされることを想定しているか。
- 2) 2020年までに汚染水問題を効率的に解消するために設定された目標は修正されたか、又は最近の事情を考慮して修正されそうであるか。
- 3) 日本政府は、放射性被ばくの規制値を (a) 下回る、及び (b) 上回る汚染水について放出する可能性を想定しているか。
- 4) 日本政府は、関係あるコミュニティ及び影響を受けるコミュニティ、又はそのいずれか一方と、どのように関与し、協議しているか。下記のコミュニティや人々に対する取り組みの詳細な情報を提供頂きたい。すなわち、福島県に近い地元コミュニティと先住民族、福島県から遠く離れた場所の地元コミュニティ・市民団体・先住民族（日本国外を含む）、並びに日本の周辺諸国（カナダ、中国、ロシア、韓国、米国を含む）及び北欧理事会。
- 5) 日本政府は、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（通称：ロンドン議定書）の

遵守義務に従いながら、どのように放射性廃棄物の海洋放出を提案しているのか。

本コミュニケーション及び日本政府から受領したいかなる回答も、60日以内にコミュニケーション報告サイトを通じて、公表する。また、その後、人権理事会に提出される通常の報告書において入手可能となる。

我々は、回答を待つ間、申し立てられている人権侵害の停止と再発防止のための必要なあらゆる暫定措置を講じること、そして調査によって申立てが正確であると裏付けられるか、又は正確であることが示唆された場合には、申し立てられている人権侵害に責任を有する人物の説明責任を確保することを求める。

我々は、近い将来、公に我々の懸念を示す可能性がある。我々の見解では、プレスリリースの依拠する情報は、即事の注目を要する正当な理由がある問題であることを示すのに十分に信頼できるものであろう。我々は、さらに、上述の申立ての潜在的含意について、幅広く公衆に知らしめるべきであると信じている。また、同プレスリリースにおいては、問われている問題を明確化するために、日本政府と連絡を取っていることを示すであろう。

閣下に敬意を表する。